平成２４年（フ）第４８８９号
大阪府岸和田市地蔵浜町11番地１
破産者　株式会社マリンアンドフィールド
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９１５号
大阪府摂津市新在家２丁目27番41号
破産者　有限会社笑コーポレーション
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１８９号
大阪市港区弁天６丁目３番13号
破産者　株式会社中原自動車販売
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０３号
大阪府松原市北新町１丁目12番４号
破産者　株式会社佐々野繊維
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０００号
堺市美原区多治井812番地２
破産者　有限会社ＡＩＭ
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０４３号
堺市中区槍葉80番地の２
破産者　有限会社モリツカ
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４１３号
兵庫県宝塚市美座２丁目18番３号
破産者　株式会社マルトミ
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１７号
兵庫県川西市西多田２丁目９番30号
破産者　株式会社末廣組
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１０８号
兵庫県川西市東多田３丁目16番21号、前住所
兵庫県川西市多田桜木１丁目３番３号
破産者　エイワンホーム有限会社
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２８６号
兵庫県宝塚市逆瀬台１丁目７番１号
破産者　株式会社ダイシンプロトコル
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２８７号
兵庫県宝塚市南口２丁目３番35―406号
破産者　新保　弘一
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１２４号
京都市右京区嵯峨天竜寺車道町20番地
破産者　有限会社仮設の小西
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３８５号
兵庫県姫路市勝原区山戸171番地１
破産者　有限会社丸尾ストアー
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３８９号
岡山県新見市高尾2456番地の12
破産者　株式会社マスターマインド
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６９号
徳島市佐古三番町７番18号
破産者　有限会社キャラバウンズ
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３６号
高知県土佐市高岡町乙169番地の２
破産者　高岡商店街協同組合
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４９１号
熊本市南区並建町397番地１
破産者　有限会社ハマサキ
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２４３号
熊本市東区石原１丁目２番56号
破産者　トーエイテック株式会社
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３８４号
沖縄県那覇市安謝２丁目２番１号
破産者　株式会社チュフディナチュール
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３８５号
沖縄県那覇市安謝２丁目２番１号
破産者　テイアン化粧品株式会社
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３８６号
沖縄県那覇市安謝２丁目２番１号
破産者　有限会社ココパーム・マリーナリゾート
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第８５号
釧路市鳥取南６丁目１番20号
破産者　株式会社大〆森山商店
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１１０号
青森県八戸市長苗代１丁目４番31号
破産者　株式会社クローバーソーイング
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係